

臨時報告第10号様式

京拘乙発第 556号
平成22年12月2日

矯 正 局 長 殿
大 阪 矯 正 管 区 長

京 都 拘 置 所 長

(自殺) 事故報告 (刑事施設)

事故の概況

平成22年11月8日 (月) 午前7時23分ころ、当所単独室において、事故者が、
 [redacted] でのい首自殺を図ったものである。
 なお、巡回中の職員が、起床時刻 (午前7時20分) を過ぎても起床していなかったため、食器口から事故者に声を掛けたが、応答がないことから、再度、事故者の状況を注視したところ、
 [redacted]、事故者から応答もないため、直ちに非常ベル通報して応援職員を呼ぶとともに、救命措置を講じた上、救急車の出動を要請し、事故者を外部病院に搬送したが、同日午前7時56分、同病院医師により死亡が確認された。

事故の状況	1 発生日月日 2 発見時刻 3 場所 4 方法 5 経緯	平成22年11月8日 午前7時23分 当所 [redacted] によるい首 (1) [redacted] (2) [redacted] (3) [redacted] (4) [redacted] (5) 同年11月7日午後8時25分ころ、勤務職員が事故者に就前薬を投与し服用を確認した。
-------	---	--



	<p>その際、事故者の動静等に特段の変化はなかった。</p> <p>(6) 上記時刻から同月 8 日午前 7 時 23 分の本件発覚までの間、複数の職員が、就寝している事故者を視察窓から視察していたものの、いずれも事故者は ██████████ 状況であり、不審な状況が認められなかった。</p> <p>なお、上記職員は、いずれも視察窓から事故者の状況を視察していた。</p> <p>おって、上記職員の巡回は、おおむね 20 分に一回行われていた。</p> <p>(7) 同月 8 日午前 7 時 20 分ころ、勤務職員は、被收容者の起床時刻となったため、順次、██████████ にかけて、起床に伴う常夜灯から蛍光灯への切り替えを行った。</p> <p>(8) 同日午前 7 時 23 分ころ、勤務職員が、██████████ に向け、被收容者の起床を確認していたところ、起床時刻を過ぎているにもかかわらず、起床しない事故者を不審に思い、通常の視察方法である視察窓からではなく、食器口から事故者に声を掛けるとともに、注視したところ、██████████</p> <p>██████████、事故者から応答もないため、直ちに非常ベル通報し、駆けつけた職員が同室を緊急開扉し、仰臥していた本人の掛け布団を外したところ、事故者は、██████████</p> <p>██████████ とともに、意識確認するも応答がないことから、直ちに心肺蘇生法及び自動対外式除細動を実施した。</p> <p>なお、██████████</p> <p>██████████ にあった。</p> <p>(9) 同日午前 7 時 28 分、伏見消防署へ救急車を要請し、同 7 時 33 分、救急車が当所に到着し、同 7 時 55 分、搬送先の ██████████ に到着した。</p> <p>(10) 同日午前 7 時 56 分、搬送先の病院医師によって、事故者の死亡が確認された。</p>
6 使用器具	██████████
7 逮捕制圧等の状況	該当事項なし。
8 事故による犯罪	該当事項なし。
9 その他	特記事項なし。

事故者	1	事故者の種別	自殺者
	2	身分	刑事被告人
	3	氏名	
	4	生年月日	
	5	罪名又は事件名	
	6	刑名・刑期	該当事項なし。
	7	刑の起算日又は入所日	
	8	刑の終了日	該当事項なし。
	9	犯数	
	10	制限区分及び優遇区分	該当事項なし。
	11	所内における行状	
	12	本籍	
	13	住所	
	14	特殊被収容者報告の有無	
	15	その他	特記事項なし。
職員の状況	1	配置及び勤務状況	職員 を として配置し、巡回視察を実施していた。
	2	監督方法	監督当直者及び昼夜勤監督者 が、適宜巡回して監督していた。
	3	職責処理の状況	該当事項なし。
事態收拾の措置	1	職員の非常招集	無
	2	非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし。
	3	管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし。
	4	警察官署への依頼	同日午前8時23分、京都府警伏見警察署へ本件を通報した。
事故の原因・動機	1	事故者の動機	居室及び所持物品の綿密な検査を実施したが、
	2	施設側の欠陥	(1) にもかかわらず、 の事故者の動静等の把握を徹底することができなかった。 (2) が認められた。

